

## 市第62号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正  
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

### 横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次及び「第 1 章 総則」を削る。

第 1 条中「法第32条の規定に基づき特定個人情報情報の利用及び提供の制限等に関し横浜市個人情報情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例」を「特定個人情報保護評価における意見の聴取に関する手続」に改める。

第 2 条中「、次に定めるもののほか」及び各号を削る。

「第 2 章 個人番号の利用等」を削る。

第 5 条中「実施機関」の次に「（横浜市個人情報情報の保護に関する条例（令和 年 月横浜市条例第 号）第 2 条第 2 項の実施機関を

いう。)及び議長」を加え、「個人情報保護条例第58条第1項」を「同条例第9条第1項」に改める。

第3章及び「第4章 雑則」を削る。

第18条中「第5条及び前章」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第19条を第7条とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第9条第1項本文又は第15条第1項の規定による是正の申出がされた場合における旧条例に規定する是正の申出に係る処理については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第14条の訂正を実施した場合における同条の規定による通知については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係

規定の整備を図るため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 個人番号の利用等（第 4 条・第 5 条）

第 3 章 個人情報保護条例の特例

第 1 節 特定個人情報についての特例（第 6 条—第 11 条）

第 2 節 情報提供等記録についての特例（第 12 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条・第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるとともに、特定個人情報保護評価における意見の聴取に関する手続情報の利用及び提供の制限等に関し横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「個人情報保護条例」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

(1) 実施機関 個人情報保護条例第 2 条第 1 項に規定する実施機

関をいう。

(2) 保有特定個人情報 実施機関の職員（個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関の職員をいう。以下この号において同じ。）が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。

(3) 本人 個人情報保護条例第2条第8項に規定する本人をいう。

(4) 情報提供等記録 法第23条第1項及び第2項（これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

## 第2章 個人番号の利用等

（特定個人情報保護評価における意見の聴取）

第5条 実施機関（横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 年 月横浜市条例第 号）第2条第2項の実施機関をいう。）及び 議長は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第28条第1項前段の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項に規定する評価書に記載された当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、同条例第9条第1項 個人情報保護条例第58条第1項の規定により設置された横浜市個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第 3 章 個人情報保護条例の特例

第 1 節 特定個人情報についての特例

(利用の制限)

第 6 条 実施機関は、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。

以下この節において同じ。）を利用目的（個人情報保護条例第 7 条第 1 項の規定により特定された利用の目的をいう。）以外の目的（以下この条及び第 12 条において「目的外」という。）のために当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、目的外のために保有特定個人情報を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を目的外のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(提供の制限)

第 7 条 実施機関は、法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（情報提供等記録を除く。第 10 条及び第 11 条において同じ。）を提供してはならない。

(利用停止請求の特例)

第 8 条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（個人情報保護条例第 25 条第 1 項の規定に基づき開示を受けたもの又は他の法令若しくは条例（以下この項において「法令等」という。）の規定により個人情報保護条例第 31 条第 1 項各号に規定す

る方法と同一の方法で開示を受けたものに限る。) が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（次項及び次条第 1 項において「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、個人情報保護条例第 7 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して利用されているとき、法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 個人情報保護条例第 3 章第 3 節（第 43 条第 1 項を除く。）及び第 5 節（第 53 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 54 条第 3 号並びに第 55 条を除く。）の規定は、前項の規定による利用停止について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条第2項	前項	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
---------	----	------------------------------------

		る法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。以下「番号条例」という。）第8条第1項
第43条第3項	保有個人情報	保有特定個人情報（番号条例第2条第2号に規定する保有特定個人情報であって第25条第1項の規定による決定に基づき開示を受けたもの又は他の法令等の規定により第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で開示を受けたもののうち番号条例第2条第4号に規定する情報提供等記録を除くものをいう。次条から第53条までにおいて同じ。）
第44条第1項第2号	保有個人情報	保有特定個人情報
第44条第2項	前項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する前項
	保有個人情報	保有特定個人情報
第45条及び第46条	保有個人情報	保有特定個人情報
第47条第1項	前条各項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する前条各項
第47条第1項ただし書	第44条第3項	番号条例第8条第2項において準用する第44条第3項
第47条第2項	前項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する前項

	同項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する前項
第48条	前条	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する前条
	同条第 1 項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する前条第 1 項
第48条第 1 号	この条	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用するこの条
第49条	第46条第 1 項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第46条第 1 項
	保有個人情報	保有特定個人情報
	同条第 2 項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第46条第 2 項
	同条第 1 項又は第 2 項	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第46条第 1 項又は第 2 項
第52条の 2	開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は本人開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	利用停止決定等又は利用停止請求
第52条の 3	前条	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する前条
第52条の 4	第52条の 2	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第52条の 2
第53条第 1 項	第52条の 2	番号条例第 8 条第 2 項において読み替えて準用す

		る第52条の2
第53条第1項第4号	保有個人情報	保有特定個人情報
第53条第2項	前項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する前項
第53条第3項	第1項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第1項
	同項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第1項
第54条第2号	本人開示請求者、訂正請求者 又は利用停止請求者（これらの者	利用停止請求者（当該利用停止請求者
第56条	第53条第1項	番号条例第8条第2項において読み替えて準用する第53条第1項

（是正の申出の特例）

第9条 何人も、実施機関が自己を本人とする保有特定個人情報を個人情報保護条例第6条（第1項第7号を除く。）、第7条、第8条第1項（第2号から第8号までを除く。）、第2項若しくは第3項（第2号を除く。）若しくは第9条（第3項ただし書を除く。）又は第6条若しくは第7条のいずれかの規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有特定個人情報の取扱いの是正の申出をすることができる。ただし、前条第1項の規定により利用停止の請求をすることができる場合にあっては、この限りでない。

2 個人情報保護条例第50条第2項、第51条及び第52条の規定は、前項の規定による是正の申出について準用する。この場合におい

て、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第50条第2項	前項	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。次条及び第52条第2項において「番号条例」という。）第9条第1項
第51条第1項第2号	保有個人情報	保有特定個人情報（番号条例第2条第2号に規定する保有特定個人情報のうち同条第4号に規定する情報提供等記録を除くものをいう。次項において同じ。）
第51条第1項第4号	前3号	第1号、番号条例第9条第2項において読み替えて準用する第2号及び第3号
第51条第2項	前項	番号条例第9条第2項において読み替えて準用する前項
	保有個人情報	保有特定個人情報
第52条第2項	前項	番号条例第9条第2項において読み替えて準用する前項

（個人情報保護条例の適用）

第10条 特定個人情報に関する個人情報保護条例第18条第1項第8

号、第 19 条第 1 項及び第 34 条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項第8号	第43条第1項ただし書	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。次条第1項において「番号条例」という。）第8条第1項ただし書
第19条第1項	第8号	番号条例第10条において読み替えて適用する前条第1項第8号
第34条第1項	限る。第43条第1項において同じ	限る
第34条第1項第2号	前条第1項の他の法令等の規定により	他の法令等の規定により第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で

（個人情報保護条例の適用除外）

第 11 条 個人情報保護条例第 6 条第 1 項第 7 号、第 8 条第 1 項第 2 号から第 8 号まで、第 3 項第 2 号及び第 4 項、第 9 条第 3 項ただし書、第 10 条、第 11 条、第 12 条第 2 項第 2 号及び第 3 項、第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項、第 33 条、第 43 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項の規定は、特定個人情報については適用しない。

第 2 節 情報提供等記録についての特例

（利用の制限）

第 12 条 実施機関は、情報提供等記録を目的外のために当該実施機

関の内部において利用してはならない。

(提供の制限)

第 13 条 実施機関は、法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、情報提供等記録を提供してはならない。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 14 条 実施機関は、個人情報保護条例第 37 条第 1 項の決定に基づく情報提供等記録の全部又は一部の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は法第 19 条第 9 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(是正の申出の特例)

第 15 条 何人も、実施機関が自己を本人とする情報提供等記録を個人情報保護条例第 6 条（第 1 項第 7 号を除く。）、第 7 条、第 8 条第 1 項（第 2 号から第 8 号までを除く。）、第 2 項若しくは第 3 項（第 2 号を除く。）若しくは第 9 条（第 3 項ただし書を除く。）又は第 12 条若しくは第 13 条のいずれかの規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該情報提供等記録の取扱いの是正の申出をすることができる。

2 個人情報保護条例第 50 条第 2 項、第 51 条及び第 52 条の規定は、前項の規定による是正の申出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える

ものとする。

第50条第2項	前項	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号。次条及び第52条第2項において「番号条例」という。）第15条第1項
第51条第1項第2号	保有個人情報	情報提供等記録（番号条例第2条第4号に規定する情報提供等記録をいう。次項において同じ。）
第51条第1項第4号	前3号	第1号、番号条例第15条第2項において読み替えて準用する第2号及び第3号
第51条第2項	前項	番号条例第15条第2項において読み替えて準用する前項
	保有個人情報	情報提供等記録
第52条第2項	前項	番号条例第15条第2項において読み替えて準用する前項

（個人情報保護条例の適用）

第16条 情報提供等記録に関する個人情報保護条例第18条第1項第8号、第19条第1項及び第34条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第1項第8号	第34条第1項ただし書又は第43条第1項ただし書	第34条第1項ただし書
第19条第1項	第8号	横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）第16条において読み替えて適用する前条第1項第8号
第34条第1項	限る。第43条第1項において同じ	限る
第34条第1項第2号	前条第1項の他の法令等の規定により	他の法令等の規定により第31条第1項各号に規定する方法と同一の方法で

（個人情報保護条例の適用除外）

第17条 個人情報保護条例第6条第1項第7号、第8条第1項第2号から第8号まで、第3項第2号及び第4項、第9条第3項ただし書、第10条、第11条、第12条第2項第2号及び第3項、第13条第1項第2号及び第2項、第29条、第33条、第40条、第42条、第3章第3節並びに第50条第1項の規定は、情報提供等記録については適用しない。

#### 第4章 雑則

（運用状況の公表）

第6条 市長は、毎年1回、前条の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第7条 第19条 （本文省略）